小樽市公共交通事業者等支援金のお知らせ　（資料１）

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けているバスやタクシーなどの交通事業者を対象に、支援金を支給し、事業の継続を支援します。

対象

次の要件のいずれにも該当し、今後も営業を継続する意思のある交通事業者

① 下記のいずれかの事業者

・道路運送法第4条の許可を受け、次のア～ウに掲げるいずれかの事業を営み、令和2年８月1日現在、小樽市内に本社又は営業所等を置く法人又は個人事業主

ア　一般乗合旅客自動車運送事業

イ　一般貸切旅客自動車運送事業

ウ　一般乗用旅客自動車運送事業（ただし、福祉輸送事業限定の事業者においては、訪問介護に付帯する移送サービスを行う事業者又は居宅介護及び重度訪問介護に付帯する移送サービスを行う事業者を除く。）

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年３月、４月、５月、６月又は７月のいずれかの月の売上げが、前年同月比３０％以上減少している事業者

※開業してから１年未満の新規創業者のため前年同月と比較が困難な場合は、該当する月以前の比較可能な月で比較を行います。詳しくはご相談ください。

支給額

（基本額）　**・法人→登録する事業用車両２台以上20万円、１台は10万円**

・個人→10万円

（加算額）　**・バ　ス　→１台につき５万円**

・タクシー→１台につき１万円

※令和２年８月１日時点で市内の本社又は営業所等における登録車両台数

※加算額は、登録する事業用車両が２台以上の法人にのみ加算します。

申請期間・方法

【申請期間】　令和2年8月11日（火）～10月16日（金）

【申請方法】　原則、郵送により提出願います。

※感染拡大防止の観点から、混雑による人の密集を避けるため、ご協力をお願いします。

申請書類

◆申請書・・・・・小樽市ホームページからダウンロードすることができます

◆添付書類・・・申請書のほか、対象要件を満たすことが確認できる書類と通帳の写しが必要です。

- 帳簿など、令和2年3月から7月のいずれかの月と前年同月の売上げがわかる書類の写し
- 振込先通帳の写し（表紙の裏面の見開き）※口座名義人カナの記載事項を確認できるページ

提出先・問合せ先　（郵送での提出にご協力ください）

〒047-8660　小樽市花園２丁目12番1号

小樽市建設部　新幹線・まちづくり推進室

電話0134-32-4111　内線480

✉ **matizukuri@city.otaru.lg.jp**

（裏面もご覧ください）

支給要件等について

▶開業してから１年未満の新規創業者のため、前年同月との売上げ比較ができない場合

⇒ 該当する月の前月以前の比較可能な月で比較を行います。詳しくはご相談ください。

▶市内で複数の事業を営む事業者や複数の営業所を持つ事業者の場合

⇒ 今回の支援金は事業者単位での支給を行うことから、市内で複数の事業を営む場合や複数の営業所を持つ場合も、１事業者で１通の申請書を作成ください。なお、登録車両については、合算して申請します。（ただし、売上げが３０％以上減少していない事業は合算しません。）

例１）１事業者で路線バス（３０台）と貸切バス（１０台）を経営、いずれの事業も該当する場合。

→ 基本額は１回のみ適用。加算額は両事業の合算となる。

基本額（20万円）と加算額（5万円×40台＝200万円）で、合計220万円となります。

例２）１事業者で路線バス（３０台）と貸切バス（１０台）を経営、貸切バスのみ該当する場合。

→ 基本額は１回のみ適用。加算額は貸切バスのみ加算する。

基本額（20万円）と加算額（5万円×10台＝50万円）で、合計70万円となります。

▶福祉輸送事業限定の事業者の場合

⇒訪問介護に付帯する移送サービスを行う事業者又は居宅介護及び重度訪問介護に付帯する移送サービスを行う事業者は、他の支援策と重複するため、本支援金では対象外となります。

▶登録台数を証明する書類は必要？

⇒市から運輸局へ照会しますので、必要ありません。また、８月１日現在の登録台数が分からない場合は、市へお問い合わせください。

▶新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業している場合

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業している場合も、今後営業を再開する意思があれば対象です。

▶廃業している場合

⇒対象外となります。

▶支援金の使途の制限について

⇒特に制限はありません。

その他

▶ 申請から支援金支給まで

⇒ 申請書受理後、書類審査を行い、支給決定兼確定通知書又は不支給決定通知書を申請者に送付します。支給決定された場合は、申請後10日から14日程度（土曜、日曜、祝日を除く）で支援金を支給します。（口座振込）